

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）（第一条関係）	一
○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）	四七
（附則第九条関係）	四七
○地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）（附則第十条関係）	六七

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

本則による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第十五条の四第二項の届出書）</p> <p>第一条の四 略</p> <p>2 法第五十三条第二十二項若しくは第三百二十一条の八第二十二項の申告書又は法第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の修正申告書に係る税額につき法第十五条の四第一項の規定の適用を受けようとする法人は、これらの申告書又は修正申告書に必要な事項を記載することによつて前項の届出書に代えることができる。</p>	<p>（法第十五条の四第二項の届出書）</p> <p>第一条の四 略</p> <p>2 法第五十三条第二十二項若しくは第三百二十一条の八第二十二項の申告書又は法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の修正申告書に係る税額につき法第十五条の四第一項の規定の適用を受けようとする法人は、これらの申告書又は修正申告書に必要な事項を記載することによつて前項の届出書に代えることができる。</p> <p>（法第二十条の十一の提供方法）</p> <p>第一条の九の二 官公署又は政府関係機関の職員は、法第二十条の十一の規定により資料の提供を行う場合において、電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して当該提供を行うときは、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。</p> <p>一 指定法人（地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な</p>

第一条の九の二 削除

(道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式)

第二条 略

2 市町村長は、法第三百二十一条の四第一項及び第五項の規定により指定した特別徴収義務者（以下この項及び次項において「特別徴収義務者」という。）に対する前項の表の(四)の上欄に掲げる通知書（次項において「特別徴収義務者用通知書」という。）の副本として、同条第一項に規定する通知事項（法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨。次項において同じ。）を、第九条の三の二第一項に規定する方法又は第十条第七項に規定する記録用の媒体に当該通知事項に係る情報（第九条の三の二において「通知情報」という。）を記録する方法により特別徴収義務者に提供することができる。

電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものをいう。第九条の八を除き、以下同じ。）が使用し、及び管理する電子計算機その他の機器で通信の交換及び伝送を確実かつ円滑に行うのに必要な能力を有するもの（以下「特定電子計算機等」という。）に、当該官公署又は政府関係機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十条の十一の規定により提供する事項を送信すること。

二 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、徴税吏員の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三 当該徴税吏員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供を行う事項が記録されること。

(道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式)

第二条 略

2 市町村長は、法第三百二十一条の四第一項及び第五項の規定により指定した特別徴収義務者（以下この項及び次項において「特別徴収義務者」という。）に対する前項の表の(四)の上欄に掲げる通知書（次項において「特別徴収義務者用通知書」という。）の副本として、同条第一項に規定する通知事項（法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨。次項において同じ。）を、第九条の三の三第一項に規定する方法又は第十条第七項に規定する記録用の媒体に当該通知事項に係る情報（第九条の三の三において「通知情報」という。）を記録する方法により特別徴収義務者に提供することができる。

5| 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の表の(イ)の上欄に掲げる申告書を提出する者は、当該申告書を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二条第五項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

（法第四十六条第五項の基準）

第二条の四 法第四十六条第五項に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めるところにより行うこと。

(特別徴収票)

第二条の五の二 略

2 略

(特別徴収票)

第二条の五の二 略

2 略

3 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使

用して特別徴収票を提出する者は、特別徴収票を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を
する者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報

イ 指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、政府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第四十六条第五項に規定する関係書類に記載すべき事項を送信すること。

ロ 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、道府県知事の使用に係る電子計算機に伝送されること。

ハ 道府県知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該関係書類に記載すべき事項が記録されること。

二 前号の事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備は、総務大臣が定める技術基準に適合するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項について、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

(特別徴収に係る納入)

第二条の六 給与所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を市町村に納入する場合(法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納入する場合を除く。)には、当該納入金に第五号の十五様式による納入書(当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納入するものとする。

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 略

2 略

3 法人が道府県民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替

通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名(当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第二条の五の二第三項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者(当該法人の役員及び職員に限る。))の電子署名を含む。以下この項において同じ。」を行い」とする。

(特別徴収に係る納入)

第二条の六 給与所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を市町村に納入する場合(法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納入する場合を除く。)には、当該納入金に第五号の十五様式による納入書(当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納入するものとする。

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 略

2 略

3 法人が道府県民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替

の方法又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二号の様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めるときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

の方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二号の様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めるときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、当該申告書等を提出すべき道府県知事の定めるところにより、当該道府県知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を surfaces により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条第四項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第三条の九 政令第九条の十五第一項に規定する総務省令で定める所得割

は、次に掲げるものとする。

- 一 賦課期日現在において地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条から第三条の十三の二までにおいて「指定都市」という。）の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割（法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。）。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）については、この限りでない。
- 二 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日

第三条の九 削除

において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。)

(政令第九条の十九第一項の所得割)

第三条の十一の二 政令第九条の十九第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一 賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割(法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。)。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度(当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度)以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの(当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。)については、この限りでない。

二 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度(当該経過する日が四

月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

（政令第九条の二十三第一項の所得割）

第三条の十三の二 政令第九条の二十三第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一 賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割（法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。）。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）については、この限りでない。

二 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市

町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

（政令第二十條の二の三第一項第二号の掛金等）

第三條の十四 政令第二十條の二の三第一項第二号に規定する総務省令で定める掛金又は保険料は、次に掲げる掛金又は保険料とする。
一及び二 略

（法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式）

第五條 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七十二條の二十五第八項から第十項まで（これらの規定を法第七十二條の二十八第二項並びに第七十二	第六号様式（別表五から別表十四まで）

（政令第二十條の二の四第一項第二号の掛金等）

第三條の十四 政令第二十條の二の四第一項第二号に規定する総務省令で定める掛金又は保険料は、次に掲げる掛金又は保険料とする。
一及び二 略

（法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式）

第五條 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七十二條の二十五第八項から第十項まで（これらの規定を法第七十二條の二十八第二項並びに七十二	第六号様式（別表五から別表十四まで）

<p>条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。)及び第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書)</p>	
<p>(二) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七十二条の二十六第一項本文の規定による同条第四項の申告書並びにこれに係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書)</p>	<p>第七号様式</p>

2 略

3 法人(法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等を含む。以下事業税及び地方法人特別税について同じ。)が事業税及び地方法人特別税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替の方法又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納付する場合を除く。)は、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書(当該様式によることのできないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

4 略

<p>条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。)及び第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書)</p>	
<p>(二) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七十二条の二十六第一項本文の規定による同条第四項の申告書並びにこれに係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書)</p>	<p>第七号様式</p>

2 略

3 法人(法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等を含む。以下事業税及び地方法人特別税について同じ。)が事業税及び地方法人特別税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替の方法により納付する場合を除く。)は、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書(当該様式によることのできないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

4 略

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使

用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、当該申告書等を提出すべき道府県知事の定めるところにより、当該道府県知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第五条第四項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第七条の二の二 削除

第七条の二の二 第二条の四の規定は、法第七十二条の五十九第一項に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは、「第七十二条の五十九第一項」と読み替えるものとする。

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第八条の二の三 法第七十四条の四第三項第一号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第八条の二の三 法第七十四条の四第三項第二号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定めるものとする。

一及び二 略

号に定めるものとする。

一及び二 略

(法第二百九十四条第三項の通知方法)

第九條の二の四 市町村長は、法第二百九十四条第三項の規定により通知をする場合において、電子情報処理組織（情報通信技術利用法第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して当該通知を行うときは、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。

- 一 指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、当該市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二百九十四条第三項の規定により通知すべき事項を送信すること。
- 二 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、法第二百九十四条第三項に規定する他の市町村の長の使用に係る電子計算機に伝送されること。
- 三 当該他の市町村の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知すべき事項が記録されること。

(法第三百十七條の通知方法)

第九條の三の二 市町村長は、法第三百十七條の規定により通知をする場合において、電子情報処理組織（情報通信技術利用法第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して当該通知を行うときは、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うこ

（法第三百二十一条の四第七項及び第九項に規定する総務省令で定める方法）

第九条の三の二 法第三百二十一条の四第七項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従い、地方税共同機構（以下「機構」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられた受信者ファイル（専ら同項に規定する特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイルという。次項において同じ。）に通知情報を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力して行う方法をいう。

2| 前項に規定する方法により通知情報の提供を行う場合には、市町村長は、当該通知情報に電子署名（第二十四条の三十九第七項第一号に規定

とができる。

一 指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、当該市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第三百十七条の規定により通知すべき事項を送信すること。

二 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、法第三百十七条に規定する税務署長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三 当該税務署長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知すべき事項が記録されること。

（法第三百二十一条の四第七項に規定する総務省令で定める方法）

第九条の三の三 法第三百二十一条の四第七項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、法第三百二十一条の四第七項に規定する市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら同項に規定する特別徴収義務者の使用の用に供せられるファイルという。次項において同じ。）に通知情報を電気通信回線を通じて記録する方法をいう。

する電子署名をいう。以下この条及び第十条第四項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（第二十四条の三十九第七項第二号に規定する電子証明書をいう。第十条第四項において同じ。）を併せてこれを送信しなければならない。

3| 法第三百二十一条の四第九項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、市町村長が、通知情報を受信者ファイルに記録した旨を法第三百二十一条の四第七項に規定する特別徴収義務者に対し、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により送信する方法をいう。

（市町村と年金保険者との間における通知の方法）

第九条の八 法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する年金保険者が市町村長に対して行う通知は、年金保険者（当該年金保険者が政令第四十八条の九の十七第一項各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める者）が、法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定により年金保険者が通知すべき事項を記録した第十条第七項に規定する記録用の媒体（次項において「光ディスク等」という。）を機構に提供し、機構が、法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定により通知を受けるべき市町村長の使用に係る電子計算機に当該通知すべき事項を、機構の使用に係る電子計算機から入力して、当該市町村長に提供する方法により行うものとする。

2| 前項の場合においては、市町村長は、

通知情報を受信者ファイルに記録した旨を法第三百二十一条の四第七項に規定する特別徴収義務者に対し、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により送信しなければならない。

（市町村と年金保険者との間における通知の方法）

第九条の八 厚生労働大臣は、法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の七の七第四項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により市町村に通知をする場合並びに政令第四十八条の九の十七第一項の規定により市町村に通知をする場合には、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する事務の円滑な実施に資すると認められる法人として総務大臣が指定したもの（以下この条において「指定法人」という。）を通じて行うものとする。

2| 法第三百二十一条の七の十一第二項に規定する年金保険者に対して行う通知は、市町村長が、機構の使用に係る電子計算機に同項に規定する規定により通知すべき事項を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力して、機構に提供し、機構が、当該通知すべき事項を記録した光ディスク等を年金保険者（当該年金保険者が政令第四十八条の九の十七第三項各号に掲げる者である場合には、当該各号に定める者）に提供する方法により行うものとする。

3| 第一項に定めるもののほか、年金保険者が公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に關し法令に規定する事務の実施のために必要となる通知を市町村長に対して行う場合には、第一項に規定する方法により行うことができる。

4| 前三項の規定による通知は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従って行うものとする。

5| 略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2| 略

3| 法第三百七十七条の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する方法により、同条第七項に規定する記載事項（以下この条において「記載事項

2| 地方公務員共済組合連合会は、政令第四十八条の九の十七第一項の規定により市町村に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

3| 市町村は、法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項（これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第三百二十一条の七の九第三項並びに政令第四十八条の九の十五第二項並びに第四十八条の九の十六第二項及び第七項の規定により年金保険者に通知をする場合には、指定法人を通じて行うものとする。

4| 略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2| 略

3| 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者（法第三百十七

「という。」を提供する場合には、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を、法第三百七条の六第五項に規定する給与支払報告書記載事項の提供をする者又は同条第六項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供をする者の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

4 前項の規定により記載事項の提供を行う者は、当該記載事項に電子署名（当該提供を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて市町村の長に記載事項の提供の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、総務大臣の指定する方法により当該提供を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

条の六第五項及び第六項の適用を受ける者を除く。）は、当該申告書等を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記載すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十条第三項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該申請等を行う法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

4 法第三百七条の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する総務省令で定める方法は、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第一項の定めるところにより法第三百七条の六第七項に規定する記載事項（第六項において「記載事項」という。）を送信する方法とする。この場合において、同令第四条第一項中「行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百七条の六第五項又は第六項に規定する市町村の長の定めるところにより、当該市町村の長の指定する地方税関係の行政手続等の

5 第三項に規定する記載事項の提供は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従って行うものとする。

6及び7 略

8 法第三百七十七条の六第六項第三号に規定する総務省令で定める方法は、第九条の八第一項に規定する方法とする。

9| 略

10| 法人（法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。第十条の二の六において同じ。）が市町村民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の五の第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第二十二号の四様式による納付書（当該様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項

迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したもの（次項において「指定法人」という。）が使用し、及び管理する電子計算機」と、「同項」とあるのは「情報通信技術利用法第三条第一項」と、同条第二項中「電子署名を行」とあるのは「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

5 前項の送信 は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従って行うものとする。

6及び7 略

8| 略

9| 法人（法第二百九十四条第八項において法人とみなされるものを含む。第十条の二の六において同じ。）が市町村民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第二十二号の四様式による納付書（当該様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項

を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 略

2 略

3 特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人が都民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替の方法又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納付する場合を除く。

)は、第一条の規定にかかわらず、当該地方団体の徴収金に第十二号の様式による納付書(当該様式によることができないやむを得ない事情がある場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 略

2 略

3 特別区の存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人が都民税に係る地方団体の徴収金を納付するとき(口座振替の方法により納付する場合を除く。

)は、第一条の規定にかかわらず、当該地方団体の徴収金に第十二号の様式による納付書(当該様式によることができないやむを得ない事情がある場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。

4| 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使

用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、都知事の定めるところにより、都知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名(当該申請等を行う法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二三 略

2 政令第四十八条の九の十九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第三百二十一条の七の十三第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する市町村民税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第十六項第一号(同法第四十一条の九の五第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する条約相手国等をいう。)との間の相互協議(同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第三百二十一条の七の十四に規定する国税庁長官の通知)

二十三号)第十条の二第四項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者(当該法人の役員及び職員に限る。)の電子署名を含む。以下この項において同じ。)を「行い」とする。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二三 略

2 政令第四十八条の九の十九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第三百二十一条の七の十二第一項の申立てをしたことを証する書類

二 法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する市町村民税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第十六項第一号(同法第四十一条の九の五第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する条約相手国等をいう。)との間の相互協議(同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第三百二十一条の七の十三に規定する国税庁長官の通知)

第十条の二の四 法第三百二十一条の七の十四第一項に規定する総務省令

で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約（法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する租税条約をいう。次項第一号及び第三項第一号において同じ。）に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号

二 略

- 三 第一号の申立てに係る所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第三百二十一条の七の十四第一項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分

四 略

- 2 法第三百二十一条の七の十四第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

- 3 法第三百二十一条の七の十四第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

- 二 前号の申立てに係る相互協議において法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する合意が行われた日

- 三 前号の合意に基づく所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第三百二十一条の七の十四第三項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分

四 略

第十条の二の四 法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する総務省令

で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 租税条約（法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する租税条約をいう。次項第一号及び第三項第一号において同じ。）に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号

二 略

- 三 第一号の申立てに係る所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分

四 略

- 2 法第三百二十一条の七の十三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

- 3 法第三百二十一条の七の十三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

- 二 前号の申立てに係る相互協議において法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する合意が行われた日

- 三 前号の合意に基づく所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第三百二十一条の七の十三第三項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分

四 略

第十条の二の十一 削除

(固定資産税に係る書類の様式)

第十四条 略

2 略

(法第三百二十五条の基準)

第十条の二の十一 第二条の四の規定は、法第三百二十五条に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは「第三百二十五条」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(固定資産税に係る書類の様式)

第十四条 略

2 略

3 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を

用して第一項の表の(四)の上欄に掲げる書類を提出する者は、当該書類を提出すべき市町村長(法第七百四十五条第一項において法第三百八十三条を準用する場合にあつては、道府県知事。以下この項において同じ。

)の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名(当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第十四条第三項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の

委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

（法第三百五十四条の二の基準）

第十五条の四の三 第二条の四の規定は、法第三百五十四条の二に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは「第三百五十四条の二」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第十六条の二の二 法第四百六十七条第三項第一号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 及び二 略

（加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲）

第十六条の二の二 法第四百六十七条第三項第二号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 及び二 略

（法第六百五条の基準）

第十六条の二三の四 第二条の四の規定は、法第六百五条に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは「第六百五条」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

（法第七百一条の五十五第一項の基準）

第二十四条の二十七 削除

(事業所税に係る申告書の様式)

第二十四条の二十九 略

第二十四条の二十七 第二条の四の規定は、法第七百一条の五十五第一項に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは「第七百一条の五十五第一項」と、「道府県知事」とあるのは「指定都市等の長」と読み替えるものとする。

(事業所税に係る申告書の様式)

第二十四条の二十九 略

2| 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第七百一条の四十六第一項及び第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申告書を提出する者は、当該申告書を提出すべき指定都市等の長の定めるところにより、当該指定都市等の長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名(当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第二十四条の二十九第二項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者(当該

- 一 法第五十条の五及び第三百二十八条の五第二項の納入申告書の提出
- 二 法第五十条の九及び第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票の提出
- 三 法第五十三条第一項、第二項、第四項及び第十九項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第二十二項の申告書の提出
- 四 法第五十三条第四十項及び第四十一項の規定による届出書の提出
- 五 法第七十二条の二十五第二項（同条第六項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（法第七十二条の二十五第七項において準用する場合並びにこれらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請書の提出
- 六 法第七十二条の二十五第三項及び第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）並びに政令第二十四条の四第一項（政令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認等の申請書の提出
- 七 法第七十二条の二十五第八項から第十項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書の提出
- 八 法第三百十七条の六第一項及び第三項に規定する給与支払報告書の

提出

- 九 法第三百十七條の六第四項に規定する公的年金等支払報告書の提出
- 十 法第三百二十一條の四第五項に規定する申出
- 十一 法第三百二十一條の八第一項、第二項、第四項及び第十九項の申告書並びにこれらの申告書に係る同条第二十二項の申告書の提出
- 十二 法第三百八十三條（法第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定により市町村長（同項において法第三百八十三條を準用する場合には、道府県知事）に提出すべき償却資産に係る申告書の提出
- 十三 法第七百一條の四十六第一項及び第七百一條の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一條の四十九第二項の修正申告書の提出
- 十四 法第七百一條の五十二第二項の規定による申告書の提出
- 十五 前各号に掲げるものに類するもの及び法人の設立又は廃止の届出書その他の地方税法に基づく条例又は規則により地方団体の長に対して行われる通知（他の行政機関の長（法第七百四十七條の四第一項に規定する行政機関の長をいう。次条第三項において同じ。）から行われるものを除く。）のうち、総務大臣が定めるもの
- 十六 地方税関係法令の規定に基づき前各号に掲げるものに添付すべきこととされている書面等の提出及び当該規定に基づき当該各号に掲げるものと併せて送信することとされている事項の送信
- 2| 法第七百四十七條の三第一項に規定する総務省令で定めるものは、前項各号に掲げるものうち、地方税関係法令の規定により書面等により

行うこととしているもの以外のものをいう。

- 3| 地方団体の長は、特定書面等地方税関係申告等（法第七百四十七条の二第一項に規定する特定書面等地方税関係申告等をいう。以下同じ。）又は特定地方税関係申告等（法第七百四十七条の三第一項に規定する特定地方税関係申告等をいう。以下同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用し、かつ、機構を経由して行わせる場合には、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従って行わせるものとする。
- 4| 法第七百四十七条の二第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して特定書面等地方税関係申告等を行う者は、特定書面等地方税関係申告等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、特定書面等地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、特定書面等地方税関係申告等を行わなければならない。
- 5| 法第七百四十七条の三第一項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して特定地方税関係申告等を行う者は、特定地方税関係申告等を行うときに通知すべきこととされている事項を、特定地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、特定地方税関係申告等を行わなければならない。
- 6| 第四項の規定により特定書面等地方税関係申告等を行う者又は前項の規定により特定地方税関係申告等を行う者は、当該特定書面等地方税関

係申告等又は特定地方税関係申告等の情報に電子署名（当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ機構を通じて地方団体の長に当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、総務大臣の指定する方法により当該特定書面等地方税関係申告等又は特定地方税関係申告等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

7 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条

第一号に規定する電子証明書をいう。)

- ハ 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- ニ その他総務大臣が定めるもの

(特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知)

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているものとする。

- 一 法第二十条の十一の規定による資料の提供
- 二 法第四十六条第五項、第六十三条第一項、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十九第一項、第三百二十五条、第三百五十四条の二、第六百五条及び第七百一条の五十五第一項の規定による関係書類の閲覧又は記録
- 三 法第二百九十四条第三項の規定による通知
- 四 法第三百十七条の規定による通知
- 五 法附則第七条第五項及び第十二項に規定する申告特例通知書の送付

2 | 法第七百四十七条の五第一項に規定する総務省令で定めるものは、前項各号に掲げるもののうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもの以外のものをいう。

3 | 行政機関の長は、特定書面等地方税関係通知(法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。以下同じ。)又は特定地方税関係通知(法第七百四十七条の五第一項に規定する特定地方

税関係通知をいう。以下同じ。）を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合には、次に定める基準に従つて行うものとする。

一 次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めるところにより行うこと。

イ 機構の使用に係る電子計算機に、行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された特定書面等地方税関係通知又は特定地方税関係通知を行うときに通知すべきこととされている事項（ロ及びハにおいて「通知事項」という。）を送信すること。

ロ 機構の使用に係る電子計算機において、通知事項に係る通信の交換が行われ、他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

ハ 当該他の行政機関の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録されること。

二 前号の事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備は、総務大臣が定める技術基準に適合するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項について、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

（政令第五十七条の五第一項の特定徴収金の納付又は納入に関する事項）

第二十四条の四十一 政令第五十七条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、第二十四条の四十三第一項に規定する符号とする。

(政令第五十七条の五第二項の特定徴収金に関する事項の地方団体への通知等)

第二十四条の四十二 政令第五十七条の五第二項に規定する特定徴収金に関する事項で総務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金(以下「特定徴収金」という。)の納付又は納入を行った者の名称
 - 二 特定徴収金の納付又は納入が行われた日
 - 三 特定徴収金の収納を行った法第七百四十七条の五の二第三項に規定する特定金融機関等(第三十一条の五第四号及び第三十一条の六第四号において「特定金融機関等」という。)の名称その他の収納を行うた者を識別するための事項
 - 四 特定徴収金の税目(税目を識別するための符号その他の事項を含む。)及び金額
 - 五 前条に規定する符号
 - 六 その他参考となるべき事項
- 2 政令第五十七条の五第二項に規定する機構が収納した特定徴収金については、同項に規定する地方団体の会計管理者又は地方自治法施行令第百六十八条第六項に規定する当該地方団体の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関のうち地方団体が指定したものに払い込むものとする。

3 政令第五十七條の五第二項に規定する通知及び払込みは、特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて行うものとする。

(法第七百四十七條の五の二第二項の総務省令で定める方法)

第二十四條の四十三 法第七百四十七條の五の二第二項に規定する総務省令で定める方法は、機構の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手續に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入に関する書類に記載すべきこととされている事項を機構の使用に係る電子計算機に送信した上で、機構から得た個々の納付又は納入を識別するために当該事項に基づき機構が割り当てる符号を用いて納付し、又は納入する方法とする。

2 前項の方法により地方団体の徴収金の納付又は納入を行おうとする者のうち、地方団体の徴収金の納付若しくは納入の手續に利用することができる入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して地方団体の徴収金の納付又は納入の手續を行おうとするものは、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならない。

- 一 氏名、住所又は居所
- 二 地方団体の徴収金の納付又は納入の手續に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号

三 その他参考となるべき事項

(法第七百四十七条の五の二第三項の総務省令で定める基準)

第二十四条の四十四 法第七百四十七条の五の二第三項に規定する総務省令で定める基準は、地方団体の徴収金の収納の事務を行うための総務大臣が定める役務を提供することができることとする。

(政令第五十七条の五の三第三項の特定徴収金に関する事項)

第二十四条の四十五 政令第五十七条の五の三第三項に規定する特定徴収金に関する事項で総務省令で定めるものは、第二十四条の四十二第一項第二号から第六号までに規定する事項とする。

(機構が処理することとされている事務)

第三十一条の二 国税通則法第七十四条の十二第六項の規定による閲覧及び提供(地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う場合に限る。)については、機構は、当該経由に関する事務を処理することとする。

(法第七百八十三条第二項の総務省令で定める事項)

第三十一条の三 法第七百八十三条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第七百八十二条第一号に掲げる機構処理税務事務(法第七百六十二条第二号に規定する機構処理税務事務をいう。次条第一項において

同じ。)に関する事項

- 二 法第七百八十二条第二号に掲げる教育及び研修に関する事項
- 三 法第七百八十二条第三号に掲げる調査研究に関する事項
- 四 法第七百八十二条第四号に掲げる広報その他の啓発活動に関する事項
- 五 法第七百八十二条第五号に掲げる開発及び運用に関する事項
- 六 法第七百八十二条第六号に掲げる事務の受託に関する事項
- 七 法第七百八十二条第七号に掲げる情報の提供その他の支援に関する事項
- 八 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(法第七百八十五条第一項の機構処理税務事務の実施に関し総務省令で定める事項)

第三十一条の四 法第七百八十五条第一項に規定する機構処理税務事務の

実施に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 機構処理税務事務の適正な実施に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項
- 二 機構処理税務事務の実施に係る事務を統括管理する者に関する事項
- 三 機構処理税務情報(法第七百六十二条第三号に規定する機構処理税務情報をいう。次号において同じ。)の消去を適切に実施するための必要な措置に関する事項
- 四 機構処理税務情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するための措置に関する事項

-
- 五 機構処理税務事務に関する帳簿、書類、資料及び電磁的記録媒体（法第七百六十二条第一号ロに規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）の保存に関する事項
 - 六 機構処理税務事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
 - 七 機構処理税務事務の実施に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項
 - 八 機構処理税務事務の実施に係る電子計算機及び端末装置が不正に操作された疑いがある場合における調査その他不正な操作に対する必要な措置に関する事項
 - 九 機構処理税務事務の実施に係る監査に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、機構処理税務事務の適切な実施を図るための必要な措置に関する事項
 - 2 機構は、法第七百八十五条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に同項に規定する機構処理事務管理規程を添えて総務大臣に提出しなければならない。
 - 3 機構は、法第七百八十五条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由
-

(帳簿の記載事項)

第三十一条の五 法第七百八十九条に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 機構を經由して行っている地方税関係申告等（法第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一号において同じ。）及び地方税関係通知（法第七百六十二条第一号ロに掲げる通知をいう。次条第一号において同じ。）の状況に関する記録
- 二 地方税関係手続用電子情報処理組織の運用状況に関する記録
- 三 法第七百四十七条の五の二第一項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の状況に関する記録
- 四 法第七百四十七条の五の二第三項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の特定金融機関等への委託に関する記録

(機構における機構処理税務事務の実施状況についての報告書の作成及び公表)

第三十一条の六 法第七百九十条の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することにより行うものとする。

- 一 機構を經由して行っている地方税関係申告等及び地方税関係通知の状況に関する記録
- 二 地方税関係手続用電子情報処理組織の運用状況に関する記録
- 三 法第七百四十七条の五の二第一項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の状況に関する記録
- 四 法第七百四十七条の五の二第三項の規定に基づき行っている特定徴

収金の収納の事務の特定金融機関等への委託に関する記録

(財務諸表に含める書類)

第三十一条の七 法第七百九十三条第一項に規定する総務省令で定める書類は、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書とする。

(閲覧期間)

第三十一条の八 法第七百九十三条第三項に規定する総務省令で定める期間は、五年間とする。

(電磁的方法)

第三十一条の九 法第七百九十三条第四項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

(財務諸表の電磁的方法による公開の方法)

第三十一条の十 法第七百九十三条第四項の規定による措置は、前条に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のう

ち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。)を使用する方法により行わなければならない。

(会計規程)

第三十一条の十一 機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

附則

(道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の様式)

第二条の四 略

附則

(道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の様式)

第二条の四 略

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を用いて前項の表(三)の上欄に掲げる通知書を送付する地方団体の長は、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。

一 指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、当該通知書を書面等により送付するときに記載すべきこととされている事項を送信すること。

二 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、法附則第七条第五項及び第十二項に規定する市町村長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

(法附則第九条第二十二項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等)

第二条の八 法附則第九条第二十二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金(電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。)の額とする。

2 法附則第九条第二十二項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。)の額とする。

3 法附則第九条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定められるものは、原子力発電事業者(電気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第一項に規定する原子力発電事業者をいう。)とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2 78 略

三 当該市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項が記録されること。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2 78 略

79 政令附則第十一条第四十一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ

当該各号に定める金額とする。

一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額
イ その取得の時ににおける当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

80

政令附則第四十一項第一号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号に定める要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 当該機械及び装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する機械及び装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（以下この項から第七十六項までにおいて「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（以下この項から第七十六項までにおいて「販売開始日」という。）が、当該機械及び装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

二 当該機械及び装置について、その属する型式区分に係る販売開始日

に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分に限る。）に属する機械及び装置と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均パーセント以上向上しているものであること。

81]

政令附則第十一条第四十一項第二号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。

）のうち次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第三号に定める要件に限る。）のいずれにも該当する測定工具又は検査工具とする。

一 当該工具の属する型式区分に係る販売開始日が、当該工具が新たに取得された日の五年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

二 当該工具について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該工具の製造業者が製造した当該工具と同一の種別に属する工具の型式区分に限る。）に属する工具と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均パーセント以上向上しているものであること。

三 総務大臣が指定する業種のみに属する事業の用に供する工具でないこと。

82]

政令附則第十一条第四十一項第三号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるもの並びに同項第四号に規定する建物附属設備で総務省令で

定めるものは、これらの号に規定する器具及び備品並びに建物附属設備（以下この項において「器具備品等」という。）のうち次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる器具備品等が販売されていない場合には、第一号及び第三号に定める要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 次の表の上欄に掲げる器具備品等であつて、当該器具備品等の区分ごとに同表の下欄に掲げる当該器具備品等の属する型式区分に係る販売が開始された時期に係る要件に該当すること。

器具及び備品	当該器具及び備品の属する型式区分に係る販売開始日が、当該器具及び備品が新たに取得された日の六年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。
建物附属設備	当該建物附属設備の属する型式区分に係る販売開始日が、当該建物附属設備が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

二 当該器具備品等について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該器具備品等の製造業者が製造した当該器具備品等と同一の種別に属する器具備品等の型式区分に限る。）に属する器具備品等と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセン

ト以上向上しているものであること。

三 総務大臣が指定する業種のみに属する事業の用に供する器具備品等でないこと。

79 法附則第十五条第四十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

80 政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定める特定電気通信設備は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）第一条第一項第一号に掲げる電気通信設備のうち同令第二条第一号に掲げる特定電気通信設備に該当するものとする。

81 政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

82 政令附則第十一条第四十四項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

83 政令附則第十一条第四十四項第一号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対

83 法附則第十五条第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

84 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める特定電気通信設備は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）第一条第一項第一号に掲げる電気通信設備のうち同令第二条第一号に掲げる特定電気通信設備に該当するものとする。

85 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

86 政令附則第十一条第四十五項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

87 政令附則第十一条第四十五項第一号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対

象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。()のいずれにも該当するものとする。

一〇三 略

84| 政令附則第十一条第四十四項第二号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一〇三 略

85| 政令附則第十一条第四十四項第三号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるものは、同号に規定する器具及び備品（以下この項において「器具及び備品」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一〇三 略

86| 政令附則第十一条第四十四項第四号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備（以下この項において「建物附属設備」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一〇三 略

87| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。()のいずれにも該当するものとする。

一〇三 略

88| 政令附則第十一条第四十五項第二号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一〇三 略

89| 政令附則第十一条第四十五項第三号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるものは、同号に規定する器具及び備品（以下この項において「器具及び備品」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一〇三 略

90| 政令附則第十一条第四十五項第四号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備（以下この項において「建物附属設備」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一〇三 略

91| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

<p>一 法附則第十五条第四十六項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し</p> <p>二 法附則第十五条第四十六項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し</p> <p>88 政令附則第十一条第四十六項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする。</p>	<p>一 法附則第十五条第四十七項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し</p> <p>二 法附則第十五条第四十七項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し</p> <p>92 政令附則第十一条第四十七項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則第九条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号））

改 正 後	別表 （第三条関係）	法令名	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
		略	第八條第三項及び第四項（これらの規定を第一條第二項、第八條の二第三項（第八條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八條の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一條の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項及び第二項（これらの規定を第一條第二項、第十六條の五第四項（第七十四條の十一第二項、第四百四十四條の二十第二項及び第四百七十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十九條の七第三項、第五五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第
改 正 前	別表 （第三条関係）	法令名	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
		略	第八條第三項及び第四項（これらの規定を第一條第二項、第八條の二第三項（第八條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八條の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一條の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項及び第二項（これらの規定を第一條第二項、第十六條の五第四項（第七十四條の十一第二項、第四百四十四條の二十第二項及び第四百七十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十九條の七第三項、第五五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第

七十二条の三十九の四第三項、第四百十四條の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項、第十四条の十一第二項及び第十四条の第十八項において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五

七十二条の三十九の四第三項、第四百十四條の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項、第十四条の十一第二項及び第十四条の第十八項において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五

条の六の二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の三十九の四第三項の二第五第三項（第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準

条の六の二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の三十九の四第三項の二第五第三項（第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準

用する場合を含む。)並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において、第十五條の二の二第二項については第一條第二項、第十五條の六の二第三項、第五十五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第七十二條の三十九の四第三項、第七十三條の二第五第三項(第七十三條の二十七の二第三項、第七十三條の二十七の三第三項、第七十三條の二十七の四第三項及び第七十三條の二十七の六第三項並びに附則第十条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五條第五項、第四百四十四條の二十九第二項、第三百二十一條の十一の二第三項、第三百二十一條の十一の三第三項及び第六百一條第六項(第六百二條第二項、第六百三條第四項及び第六百三條の二の二第二項並びに附則第三十一條の三の二第四項及び第三十一條の三の三

用する場合を含む。)並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において、第十五條の二の二第二項については第一條第二項、第十五條の六の二第三項、第五十五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第七十二條の三十九の四第三項、第七十三條の二第五第三項(第七十三條の二十七の二第三項、第七十三條の二十七の三第三項、第七十三條の二十七の四第三項及び第七十三條の二十七の六第三項並びに附則第十条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五條第五項、第四百四十四條の二十九第二項、第三百二十一條の十一の二第三項、第三百二十一條の十一の三第三項及び第六百一條第六項(第六百二條第二項、第六百三條第四項及び第六百三條の二の二第二項並びに附則第三十一條の三の二第四項及び第三十一條の三の三

第三項において準用する場合を含む。
）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の四第二項

第三項において準用する場合を含む。
）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の四第二項

、第十五条の六の二第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項（第一条第二項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第四百四十四の二十九第二項、第三百二十一の十一の二第三項、第三百二十一の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十條の三第四項及び第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六條の四第二項（第一条第二項及び第十六條の四第十

、第十五条の六の二第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項（第一条第二項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第四百四十四の二十九第二項、第三百二十一の十一の二第三項、第三百二十一の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十條の三第四項及び第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六條の四第二項（第一条第二項及び第十六條の四第十

二項において準用する場合を含む。) 第二十条の九の三第一項及び第三項並びに第二十条の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六条第三項及び第四十三条(これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十五条の二(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第二項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九(これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十項及び第四十一項(同条第一項、第二項、第四項及び第

二項において準用する場合を含む。) 第二十条の九の三第一項及び第三項並びに第二十条の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六条第三項及び第四十三条(これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十五条の二(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第二項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九(これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十項及び第四十一項(同条第一項、第二項、第四項及び第

十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十項及び第四十一項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四の十第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項から第

十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十項及び第四十一項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四の十第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項から第

五項まで、第八項から第十項まで、第十二項及び第十七項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項及び第八項から第十項までについては第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項及び第十七項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項、第三項及び第四項

五項まで、第八項から第十項まで、第十二項及び第十五項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項及び第八項から第十項までについては第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項及び第十五項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項、第三項及び第四項

、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一、第七十二条の三十三、第七十二条の三十四、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十七の二第六項、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の

、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十七の二第六項、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の

十七第二項、第七十三條の十八第二項及び第三項、第七十三條の三十四第一項、第七十四條の七第六項、第七十四條の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四條の十一第一項、第七十四條の十二、第七十四條の十三第二項、第七十四條の十六、第七十四條の十九第一項、第七十四條の二十五第一項、第七十七條第四項、第八十三條第二項、第九十二條第一項、第一百六條第四項、第二百二十二條、第二百二十三條、第三百三十四條第一項、第四百四十四條の九第四項及び第五項、第四百四十四條の十一第五項、第四百四十四條の十四第二項及び第五項、第四百四十四條の十八第一項並びに第四百四十四條の二十一第一項、第二項及び第九項（同條第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四條の二十五第五項において準用する場合を含む。）

十七第二項、第七十三條の十八第二項及び第三項、第七十三條の三十四第一項、第七十四條の七第六項、第七十四條の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四條の十一第一項、第七十四條の十二、第七十四條の十三第二項、第七十四條の十六、第七十四條の十九第一項、第七十四條の二十五第一項、第七十七條第四項、第八十三條第二項、第九十二條第一項、第一百六條第四項、第二百二十二條、第二百二十三條、第三百三十四條第一項、第四百四十四條の九第四項及び第五項、第四百四十四條の十一第五項、第四百四十四條の十四第二項及び第五項、第四百四十四條の十八第一項並びに第四百四十四條の二十一第一項、第二項及び第九項（同條第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四條の二十五第五項において準用する場合を含む。）

む。)、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第四百五十一条第二項、第四百五十二条第一項、第四百五十五条第四項、第四百六十五条第一項、第四百八十四条第二項、第四百八十八条第三項、第四百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百十七条の二第一項から第六項まで(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において、第三百十七条の二第四項については第七百三十四条第三項、第七百三十六条第三項及び附則第三十五条の三第十八項に

む。)、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第四百五十一条第二項、第四百五十二条第一項、第四百五十五条第四項、第四百六十五条第一項、第四百八十四条第二項、第四百八十八条第三項、第四百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百十七条の二第一項から第六項まで(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において、第三百十七条の二第四項については第七百三十四条第三項、第七百三十六条第三項及び附則第三十五条の三第十八項に

において、第三百十七條の二第五項及び第六項については第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六第一項から第四項まで（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一條の五第三項（これらの規定を第一條第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一條の七の十三第六項（第一條第二項において準用する場合を含む。）、第三百二十一條の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十六項及び第三十七項（同條第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四條第三項において、第三百二十一條の八第二十項については第三百二十一條の十一第五項及び第七百三十四條第三項において、第三百二十一條の八第二十一項から第二十三項まで、第三十六項及び

において、第三百十七條の二第五項及び第六項については第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一條の五第三項（これらの規定を第一條第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一條の七の十二第六項（第一條第二項において準用する場合を含む。）、第三百二十一條の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十六項及び第三十七項（同條第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四條第三項において、第三百二十一條の八第二十項については第三百二十一條の十一第五項及び第七百三十四條第三項において、第三百二十一條の八第二十一項から第二十三項まで、第三十六項及び

第三十七項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一條の八の二、第三百二十一條の十一の二第六項、第三百二十一條の十一の三第六項及び第三百二十一條の十三第一項(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十五條(第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十八條の五第二項、第三百二十八條の七第一項、第三百二十八條の十三第四項及び第三百二十八條の十四(これらの規定を第一條第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十九條第一項(第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)、第三百四十九條の四第六項及び第八項、第三百五十三條第四項(第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。)、第三百五十四條の二(第七百三十四條第一項

第三十七項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一條の八の二、第三百二十一條の十一の二第六項、第三百二十一條の十一の三第六項及び第三百二十一條の十三第一項(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十五條(第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十八條の五第二項、第三百二十八條の七第一項、第三百二十八條の十三第四項及び第三百二十八條の十四(これらの規定を第一條第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十九條第一項(第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)、第三百四十九條の四第六項及び第八項、第三百五十三條第四項(第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。)、第三百五十四條の二(第七百三十四條第一項

及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項（同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十二条の三（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第

及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項（同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十二条の三（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第

一、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十一条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条、第五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第

一、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十一条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条、第五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第

七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項（これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五条第一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四条第四項、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の五十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに

七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項（これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五条第一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四条第四項、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の五十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに

第七百二条の八第五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百七条第四項、第七百十三条、第七百十八条第二項及び第七百二十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三条の四第四項、第七百三十三条の九、第七百三十三条の十四、第七百三十三条の十五第二項及び第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三条第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十条第一項及び第三項（同条第一項については第七百五十四条において、第七百五十条第三項については第七百五十二条第三項及び第七百五十四条において準用する場合を含む。）、第七百五十一条、第七百五十二条第一項及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七百五十四条において準用する場合を含む。）、第七百

第七百二条の八第五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百七条第四項、第七百十三条、第七百十八条第二項及び第七百二十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三条の四第四項、第七百三十三条の九、第七百三十三条の十四、第七百三十三条の十五第二項及び第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三条第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十条第一項及び第三項（同条第一項については第七百五十四条において、第七百五十条第三項については第七百五十二条第三項及び第七百五十四条において準用する場合を含む。）、第七百五十一条、第七百五十二条第一項及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七百五十四条において準用する場合を含む。）、第七百

八十三條、第七百八十九條、第七百九十條、第七百九十三條第一項から第三項まで、附則第五條の四第三項及び第八項並びに第七條第一項、第三項、第四項、第五項、第八項、第十項、第十一項及び第十二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、附則第八條の二の二第二項、第五項、第八項及び第十一項（同条第八項及び第十一項については附則第八條の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第九條第十七項、第九條の二の二第二項、第十五條第九項、第十五條の七第三項、第十五條の九第二項、第六項及び第十一項、第十五條の九の二第二項及び第六項、第十五條の十第二項、第十五條の十一第二項並びに第二十九條（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）

略

、附則第五條の四第三項及び第八項並びに第七條第一項、第三項、第四項、第五項、第八項、第十項、第十一項及び第十二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、附則第八條の二の二第二項、第五項、第八項及び第十一項（同条第八項及び第十一項については附則第八條の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第九條第十七項、第九條の二の二第二項、第十五條第九項、第十五條の七第三項、第十五條の九第二項、第六項及び第十一項、第十五條の九の二第二項及び第六項、第十五條の十第二項、第十五條の十一第二項並びに第二十九條（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）

略

改 正 後	改 正 前
<p>(前略)</p> <p>(地方税法施行規則の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二項中「第九条の三の二」を「第九条の二十一」に改める。</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(地方税法施行規則の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条の九の二第一号中「第九条の八」を「第九条の二十七」に改める。</p> <p>第二条の二第二項中「その他の書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面（所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第七項において同じ。）」を加え、同条第七項中「書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面」を加える。</p> <p>第三条の四第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の第十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の第十八第十項」に、「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。</p> <p>第三条の四の二第二項第四号中「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改める。</p> <p>第三条の四の三第二項第一号中「第五十五条の四第一項」を「第五十</p>

三条第二十三項」に、「同項」を「第五十五条の四第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に、「第六十八条の八十八第十八項第三号」を「第六十八条の八十八第二十二項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第四条の四中「地方法人特別税」の下に「（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。）」を加える。

第五条の二第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の第十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第五条の四第二項第一号中「第七十二条の三十九の四第一項」を「第七十二条の三十三第十一項」に、「同項」を「第七十二条の三十九の四第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第八条の十四から第八条の二十七までを次のように改める。

第九条の八を第九条の二十六とし、第九条の七を削り、第九条の六を
第九条の二十五とし、第九条の五を第九条の二十四とし、第九条の四を
第九条の二十三とし、
三の二を第九条の二十二とし、第九条の三を第九条の二十一とし、第九
条の二の四を第九条の二十とし、第九条の二の三を第九条の十九とし、
第九条の二の二を第九条の十八とする。

(中略)

第十条第八項中「第九条の八第一項」を「第九条の二十七第一項」に
改める。

第八条の十四から第八条の二十七まで 削除

第九条の八を第九条の二十七とし、第九条の七を削り、第九条の六を
第九条の二十六とし、第九条の五を第九条の二十五とし、第九条の四を
第九条の二十四とし、第九条の三の三を第九条の二十三とし、第九条の
三の二を第九条の二十二とし、第九条の三を第九条の二十一とし、第九
条の二の四を第九条の二十とし、第九条の二の三を第九条の十九とし、
第九条の二の二を第九条の十八とする。

第九条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第
百五十二条第一項」を「第一百七十七条の十三第一項」に、「によつて」
を「により」に、「第十六号の九様式」を「第十六号の四十三様式」に
改め、同条を第九条の十七とする。

第九条（見出しを含む。）中「第一百五十一条の二」を「第一百七十七条
の十二」に改め、同条を第九条の十六とする。

第八条の六十の次に次の十五条を加える。

第八条の六十の次に次の十五条を加える。

(中略)

第十条の二の六第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を
「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一
項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は
第六十七条の十八第十三項」に、「第六十六条の四第十七項第三号」を
「第六十六条の四第二十一項第三号」に改め、同項第三号中「にあつて

(後略)

(後略) は「を」には「に」に改める。

